

事案書（経営会議 調整会議）

開催日：平成25年 1月24日（木）

担当課：環境農政部 施設課

件 名： 大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例の一部改正について	
提出理由： 第2次一括法の施行により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が一部改正されたことに伴い、大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例を一部改正するにあたり、その内容について了承を得るため	
内 容： 1. 背景 <ul style="list-style-type: none">平成24年4月に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（以下、「第2次一括法」という）が施行され、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃掃法」という）の一部が改正された。これに伴い、市町村が設置する一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格基準について、廃掃法施行規則（以下、「省令」という）を参酌して、平成25年4月1日までに市町村の条例で定める必要性が生じた。なお、技術管理者とは、廃棄物処理施設の技術上の基準に係る違反がないよう、維持管理する事務に従事する他の職員を監督する者をいう。 2. 条例改正についての考え方 <ul style="list-style-type: none">現在、環境管理センターでは、省令で定める資格基準を満たした技術管理者を配置し、維持管理しているが、支障となる事項は発生していない。民間の廃棄物処理施設における技術管理者の資格基準は、市が参酌する省令の基準と同様である。	<ul style="list-style-type: none">今後も、環境管理センターにおいては、現行の資格基準のままで、廃棄物を適正に処理できると考えられること、また、民間が設置する施設の資格基準との均衡も図られることから、本市では、省令で定める資格基準を、条例に規定する。 3. 改正の内容 <ul style="list-style-type: none">一般廃棄物処理施設に係る技術管理者の資格を条例第33条の7に追加する。技術管理者が有すべき資格は、次のいずれかとする。<ul style="list-style-type: none">(1) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、一年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(3) 省令第8条の17第2号イからチまでに掲げる者(4) 前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者 4. 県内各市の状況 <ul style="list-style-type: none">条例施行済：5市、1組合H25.4施行：10市（本市含む）、1組合 ※各市とも、省令で定める資格基準を条例に規定。
経 過 H23. 8 第2次一括法公布 H24. 4 廃掃法の改正 H24. 10 環境省令改正（県経由）	今後の予定 H25. 3 議案上程 H25. 4 条例施行